

第五四〇〇〇七一五号

認定証

名古屋市西区こも原町三一番地

ひかり交通株式会社

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）

第三条各号に掲げる者のいずれにも

該当せず警備業の要件を備えている

ことを認定する

有効期間

令和五年一月五日から

令和一〇年一月四日まで

愛知県公安委員会

